

2024年9月17日

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」に、「5年後の約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、金融業界では「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を目指し、電子的決済サービスへの移行を強気に推進しています。

これらの状況を踏まえ、埼玉縣信用金庫（理事長 池田 啓一）は、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、以下の対応を実施します。

1. 実施内容

(1) 当座預金の新規口座開設の停止

新規口座開設停止日：2024年12月2日（月）

すでに口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用いただけます。

(2) 2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立の受付停止

受付停止日：2024年12月2日（月）

2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む）について、代金取立の受付を終了します。

2. 代替サービスのご案内

手形・小切手を電子化することで、現物紛失リスクの低減、押印・発送・保管等の事務負担の軽減、印紙代・用紙代等のコスト削減など、支払側と受取側双方にさまざまなメリットがあります。

「さいしんダイレクトビジネス（インターネットバンキング）による振込」や「さいしんでんさいサービス」など、電子的な決済手段のご活用を検討いただきますようお願い申し上げます。

以上